

平成30年度 第1回 福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 平成30年8月8日（水）
午後2時00分～4時00分
- 2 場所 流山市役所第2庁舎3階302会議室
- 3 出席委員
鈴木会長 鎌田副会長 石幡委員 小野寺委員 中委員
寺田委員 永田委員 二瓶委員 吉田委員 上平委員 米澤委員
粟飯原委員 菅野委員 牧委員 山中委員
- 4 欠席委員
大野委員 大津委員 小泉委員
- 5 市出席職員
早川健康福祉部長 小西健康福祉部次長兼障害者支援課長
豊田社会福祉課長 石井高齢者支援課長 伊原健康増進課長
寺田介護支援課課長補佐（介護支援課長代理）

障害者支援課 矢口課長補佐 岩本課長補佐 時田障害福祉係長
白井障害者給付係長

高齢者支援課 君島課長補佐 晴山主任保健師

事務局（社会福祉課健康福祉政策室）
柳社会福祉課健康福祉政策室長 高橋主任主事 齊藤主事
- 6 傍聴者
9名 ※その他の参加者 手話通訳者2名・要約筆記支援者2名
- 7 議題
 - ・（仮称）流山市手話言語の普及の促進に関する条例の制定について
 - ・流山市災害時要援護者避難支援計画の改正について
 - ・北部包括支援センターの増設について
 - ・その他（連絡事項等）

8 議事録

(柳社会福祉課健康福祉政策室長)

本日はお忙しい中、平成30年度第1回流山市福祉施策審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

年度当初の開催にあたり、市長からご挨拶申し上げます。

市長あいさつ

(柳社会福祉課健康福祉政策室長)

ありがとうございました。

それでは、第1回流山市福祉施策審議会開催の前に新委員を紹介いたします。関係行政機関の職員が、4月の人事異動によりまして変わりました。

新委員の紹介

(柳社会福祉課健康福祉政策室長)

続きまして、流山市職員の人事異動もありましたことから、あらためて本日出席している健康福祉部の職員を紹介いたします。

市職員の紹介

(柳社会福祉課健康福祉政策室長)

それでは、第1回福祉施策審議会にうつらせていただきます。

なお、議事の進行につきましては、流山市附属機関に関する条例第5条第1項の規定に基づき、会長が会議の議長になることになっております。鈴木会長お願いいたします。

(鈴木議長) **議長あいさつ**

会議に入る前に、委員の皆様には報告いたします。本日の出席委員は13名です。委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定に基づきまして、会議は成立していることをご報告します。

なお、市民参加条例等の規定により、審議会は公開となっております。

本日は9名の方から、本審議会を傍聴したい旨の申し出がありましたので、会議の傍聴についてご了承願います。それでは、傍聴者の入室をお願いします。

(柳社会福祉課健康福祉政策室長)

次に、市長から2つの計画について諮問します。

はじめに、「流山市手話言語の普及の促進に関する条例の制定について」諮問させていただきます。

諮問・流山市手話言語の普及の促進に関する条例の制定について

(柳社会福祉課健康福祉政策室長)

続いて、「流山市災害時要援護者避難支援計画の改正について」諮問します。

諮問・流山市災害時要援護者避難支援計画の改正について

(柳社会福祉課健康福祉政策室長)

ただいまの諮問書の写しを皆様に配付させていただきます。なお、市長は公務の都合によりここで退席させていただきます。

それでは、議事進行について、鈴木会長お願いします。

(鈴木議長)

会議次第に基づきまして、議事を進めさせていただきます。

それでは事務局から、説明をお願いします。

(柳社会福祉課健康福祉政策室長)

まず、事前に配布しました資料及び本日配布しました資料の確認をさせていただきます。

資料の確認

不足されている方は、お申し出ください。よろしいでしょうか。

また、議事録作成のため、録音させていただくことを許可願います。

(鈴木議長)

それでは1点目の「(仮称)流山市手話言語の普及の促進に関する条例の制定」についてご説明をお願いします。

【事務局説明：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長・時田障害福祉係長】

- 手話が言語であるとの認識に基づき、基本理念を定め、手話に関する施策を総合的に推進するため、流山市手話言語の普及の促進に関する条例を制定する。
- 審議会での答申を経て、11月中旬からパブリックコメントを行い、3月議会で議案の上程を考えている。
- 千葉県での条例制定の状況は、県条例及び2市町村の条例制定に留まっているが、松戸市や成田市など制定に向けた動きがある。
- 条例（案）の要旨

前 文：条文の前に前文を設け、手話は言語であることやその歴史的背景について述べている。

第1条（目的）手話が言語であるとの認識に基づき、基本理念を定め手話に関する施策を総合的に推進することにより、共生社会の実現に寄与することを目的とする。

第2条（基本理念）手話に関する普及の促進は、手話を必要とする市民等が手話によるコミュニケーションを図ることを理解し互いに尊重し合うことを基本とする。

第3条（市の責務）手話への理解と普及に関して施策を推進する。

第4条（市民の役割）手話への理解を深め施策に協力する。

第5条（県との連携及び協力）県と連携・協力して施策を推進する。

第6条（施策の推進）手話に関する理解、手話による情報の取得及び共有の機会の拡充、学校での普及啓発、災害時における情報の提供及び意志疎通の支援等の施策を行う。

第7条（財政上の措置）施策を推進するための予算的配慮を行う。

<説明終了>

（鈴木議長）

只今、事務局から説明がありました。委員の皆さんからご意見・ご質問をいただきたいと思います。意見のある委員はお願い致します。

（上平委員）

今の説明で基本的な事でお伺いしたい。「手話」と「手話等」の区別があるようです。この条例は「手話」の記載になっている一方で、県の条例は「手話等」の記載になっています。千葉県の条例（資料5）の（定義）第二条では、「手話等」について、手話、要約筆記、触手話、指点字、筆談その他の聴覚障

害者が(中略)使用する意思疎通のための手段となっています。市の条例では、「手話」という記載になっていますが、これが意味するのは、「手話」という用語に要約筆記や指字までを含んだ意味なのか、それとも、要約筆記や指字などの手話以外は含まないという意味なのか教えてほしい。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

千葉県の条例が「手話等」と示して、要約筆記や点字を含んでいます。一方、流山市の条例は「手話」と示し、手話以外の要約筆記や点字は含んでいません。

これは、手話が言語であるという基本理念をしっかりと提起したいという意図があります。千葉県の条例では、手話が言語であるという定義とともに、要約筆記、点字等のコミュニケーションの手段まで規定しています。

こうしたコミュニケーションの部分は、流山市では既に意志疎通支援事業を実施しています。また、平成28年度に施行された障害者差別解消法において、コミュニケーションの支援に向けた合理的配慮が必要とされたことで、手話、要約筆記、触手話などあらゆる手段について、職員対応要領を定めて推進をしているところです。このように、コミュニケーションの手段に関しては、既に定義や取組みを定めておりますが、手話が言語であるという理念そのものを位置づけたい。この理念は条例でしか定義することができません。そこで、理念をより広めるという観点も踏まえつつ、手話が言語であるという定義のみを対象としました。

補足の説明になりますが、全国的には、コミュニケーションの手段まで含めた条例と、あくまで手話が言語であるという定義のみの条例の2つのパターンがあり、流山市と同じで後者の条例が多くなっています。

(上平委員)

その点については理解しましたが、この条例を制定する目的は何でしょうか。手話はもちろん、要約筆記等のコミュニケーションの手段まで含めて、色々な情報を入手できて生活の質を高めていくことが必要なのではないのでしょうか。手話は言語であるという定義は理解できますが、それ以外のコミュニケーション手段が抜けてしまって、総合的な観点が含まれないというのは良いのですか。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

先ほどの説明と重複しますが、手話以外のコミュニケーション手段については、意志疎通支援事業として制度に位置付けられています。また、障害者差別解消法による合理的配慮としても規定され法的にも整理されています。

なぜ手話だけに着目するかについては、障害者基本法第3条に、言語（手話

も含む)との括弧書きでの記載がありますが、位置付けはそれだけです。手話そのものがどういう物であるかはどこにも定義されていませんし、その定義に基づいて国はどのような施策を行っていくかという観点も抜け落ちています。何度も繰り返しになりますが、要約筆記や点字は障害者差別解消法の合理的配慮として国も地方公共団体において行うべき事項が規定されています。

手話については、ろう者が利用し歴史的に歩んできた部分を規定する必要がある。本来であれば、国において手話言語法として規定されて位置付けや目的、意義がはっきりと示されれば良いのですが、まだそこまで至っていません。流山市議会においても、平成26年第2回定例会、聴覚障害者関連団体から国において手話言語法の制定を求める請願が寄せられ、全会一致で可決され国に意見書を提出しています。全国の自治体でもこうした動きがありました。

国において法律が示されれば、市が独自に条例を制定する必要は無いのかもしれませんが、まだそこまでは至っていません。こうした背景を踏まえまして、手話そのものを言語として位置付ける条例が大切だと考えます。

聴覚障害者の方にとって、コミュニケーションの手段は手話、要約筆記、点字など様々ですが、手話は日本語と対等であるという位置づけをしておく必要があると認識しております。要約筆記や点字は日本語を翻訳したものですが、手話自体はその動作そのものに一つひとつ意味があって、日本語とは異なります。こういった手話の特性を、市民の皆さんにしっかりと認識してもらいたい。

ろう者はこれまで手話を使うことが否定され、口の動きを読む「口話法」を使うよう強制されてきました。こうした聴覚障害者のおかれてきた歴史も、世界の権利条約の流れに沿って、障害者差別解消法等によりようやく解消に向けた流れになっています。ただ、どうしても抜け落ちている手話が言語であるという具体的規定を条例で制定し、手話が日本語と対等であることを認識・理解してもらう必要があると思っています。何度も繰り返しになりますが、この条例はコミュニケーションの手段を規定するための条例ではないことを理解いただければと思います。

(上平委員)

趣旨は分かりました。そうであれば、しっかりと市民の皆様にも説明をしていただくことが重要なのではないのでしょうか。資料に工夫をして欲しいと思いました。

(栗飯原委員)

その趣旨に関連した質問です。この条例制定の根拠や契機は、障害者差別解消法になるのですか。逐条解説資料(資料2)3頁の法律の経過では、平成2

8年に障害者差別解消法が制定され、それに沿って、平成28年に千葉県の条例が制定されたと示しているのですか。そういった解釈で正しいですか。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

先ほどの説明と重複しますが、障害者差別解消法と全く関連しない訳ではありませんが、本条例は別なものと考えてください。

(粟飯原委員)

全国における法律等の経過と、千葉県における流れが並列して記載してあるので誤解してしまう。資料や説明に工夫が必要かと思います。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

本条例については、内容としては、聴覚障害者や手話等の位置付けがある平成18年の国際連合総会における「障害者の権利に関する条約」と平成23年の障害者基本法に関連しています。

障害者基本法において、言語（手話も含む）との括弧書きでの記載がありますが、その記載をより丁寧に条例で規定するものです。

(粟飯原委員)

全国における法律の流れと、流山市のこの条例の関連が明確にわかりません。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

これまでの流れとしては、平成18年の国際連合総会における「障害者の権利に関する条約」において、初めて手話が位置付けされました。日本では、この条約を批准するために、平成23年の障害者基本法を制定し、初めて手話が言語であるということが明記されました。そのため、本条例はこの流れに沿って、手話が言語であることを定義するものです。

資料の表示内容では、直接関連のない障害者差別解消法や千葉県の流れを合わせて記載しているので分かりづらくなってしまいました。

(粟飯原委員)

先ほどの「手話」「手話等」の議論にも関連するのですが、手話を言語そのものとして定めた条約や障害者基本法に関連するものとして明確にしないと、先ほどの「手話等」を「手話」とした意味が伝わらないと思います。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

資料2の3頁後段に記載した、障害者の権利に関する条約では、「言語とは、音声言語及び手話その他の非音声言語をいう。」と規定されています。また、「意志疎通とは、言語や文字の表示、（中略）、朗読その他の補助的及び代替的な意志疎通の形態、手段及び様式をいう。」とあります。このように、手話は言語として定義されています。それとは別に点字や要約筆記などは意志疎通の手段として定義されています。

この条例を制定するにあたって、聴覚障害者団体の皆様とも何度も議論してきました。要約筆記や点字も非常に重要な手段であることは認識していますが、他の制度等で補完されています。やはり手話が言語であるという定義を尊重することが重要で、市民の皆さんにより手話を知ってもらいたいとの意見でしたので、手話等の等を外しました。

（鎌田委員）

この条例の趣旨は素晴らしく、条例制定に向けた動きは大変評価できるので、制定に向けて活動を続けてきた皆さんの取組みに感謝したいと考えています。

条例の制定に向け確認したい点があります。第1条（目的）、第2条（基本理念）において、この条例の根幹として手話が言語であることを定め、それを皆さんに理解してもらいたいとの意思があると思います。そうであれば、基本理念の中で、手話が言語であることをもっと強調すべきかと思います。

「手話等」を「手話」にしたことについては、コミュニケーションに手段の普及ではなく、まず手話が言語であることを広めたいという趣旨であることは大いに賛成します。

（山中委員）

私自身、手話はできませんが、支援が必要な人達に優しい社会を実現するためには、次世代・子どもへの働きかけが非常に重要と思いました。筆談や要約筆記といった手段は、ある程度であれば訓練が無くても行えると思います。一方で、手話は自分で学ぶ意志が無いとできませんし、学べる環境づくりがなければ使えないと思います。この条例で明確にすることにより、手話を耳の聞こえない方や一般の方に普及していくことを宣言する。その効果で、学校の授業や地域等で手話を学ぶきっかけや根拠になれば、次世代における障害者理解がさらに進むのではないのでしょうか。そういった観点からも、手話が言語であることについては、手話を広めていくには良いことだと思います。

（永田委員）

言語の取り扱いについての議論ですが、筆談、要約筆記は言語でないという

事は理解できますが、点字はなぜ言語ではないのですか。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

点字は、一つのコミュニケーションツールです。点字はあくまで日本語を変換したものです。

(永田委員)

手話も日本語を変換したものではないのですか。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

要約筆記は日本語そのものを書き、点字は日本語のひらがなを一文字ずつ点字に翻訳しています。一方、手話自体はその動作そのものに一つひとつ意味があって、「こんにちは」という手話の動きに対して、日本語の「こんにちは」という言語が当てはまります。手話も手や表情の動作を連続させて、主語、術語、動詞を示して、会話として成り立っています。参考ですが、東京大学の酒井教授（言語と手話について研究）も「手話は言語である」と説明しており、手話は言語であって、日本語と対等になるという考えです。

世界の中で手話の現況をみますと、世界各国に手話があります。発祥は、1700年代のフランスで、ろう学校の取組みから生まれたとされています。その後、アメリカに渡り、アメリカ手話が発展しました。世界的には、アメリカ手話が広まっています。日本では、日本語対応手話が生まれ利用されています。

こうした手話の世界での起源や広まりを見ますと、フランス語、英語などと同じように、各国にそれぞれの手話の形があります。こうした背景も踏まえて、手話は言語であると考えられます。

(上平委員)

考え方は理解できました。実際に手話を使っている方からすると、手話が言語として条例化されることで、どんなことにつながりますか。条例化しても形骸化すると意味がないと思うので、どう変わるのか、どんな利点があるのか、実際に聞いてみたいです。

(鈴木議長)

条例を制定することの意義という事ですか。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

これまでも市民祭り等で手話の普及啓発のための取組みを行ったり、手話講

座を開催したりという取組みが行われていますが、この条例を制定し自らの自治体の理念とすることで、しっかりと理解し、聴覚障害者の皆さんに日常生活の中で手話が利用しやすくなることによって、そうした取組みがより一層推進されるのではないかと期待しています。また、市の取組みが推進することで、市民の理解も高まるかと思えます。今日では、TVなどでようやく手話が使われるようになっていますが、社会的にはまだまだ途上にあると思えます。手話への理解や認知度が向上することで、聴覚障害者の方が生活する中で不便さを感じている部分が少しでも解消されることが必要です。手話を言語として認めてもらうことはあくまで第一の障壁を取り除いたに過ぎません。次のステップとしては、要約筆記を含めて手話等のコミュニケーションの支援に関する合理的配慮はあくまで行政機関が義務化の対象であって、民間企業は努力義務となっていますので、社会全体で手話が認知され使える機会・場所が少しでも増えていくことが重要です。本条例の制定は、そのきっかけになると考えます。

(牧委員)

手話等の等を排すことで、手話のプライオリティ（優先度）だけを高めて、点字や要約筆記が軽視されることにはならないか心配です。これまでの議論での説明の通り、明確な意図があるのであれば、条例や説明資料の中にしっかりと記載すべきと考えます。

(小野寺委員)

聴覚障害者として、盛んに議論いただきありがとうございます。

手話は、これまで言語として認められておらず、私たち聴覚障害者には大きな障壁があります。まず、手話が言語であるという定義が認められることで、私たち聴覚障害者の希望になります。

生まれた時から耳が聴こえなければ、日本語を習得することは無理です。これはすなわち、手話で生活しなければならないことを意味しています。全国、千葉県では様々な制度や条例がありますが、流山市民にはあまり浸透していないと思えます。一番の障壁となっていることは手話が言語であるという認知がないことです。このことを、市民の皆さんに発信し、認めてもらう・知ってもらうことで、私たちの生活しづらさが解消できればと思いいろんな活動を行っています。また、こうした取組みを続けることで、聴覚障害者だけでなく、その他の障害への理解や生活環境の向上にもつながると思っています。聴覚障害者にとって、第1の大きな障壁は手話が言語であるということが理解されない現状です。それを市民の皆さんに理解してほしいのです。

この条例の制定に向けては、29年6月から、聴覚障害者で構成されるデフ

協会、中途失聴者・難聴者の会、中途失聴者・難聴者とともに歩む会、手話サークル、全国手話通訳問題研究会千葉県支部流山班が協力して条例制定に向けた条例検討委員会を立ち上げ、障害者支援課の皆さんとも意見交換しながら取組みを続けてきました。この会の中での議論でも、第一は手話が言語であることで、要約筆記や点字などの情報保障に向けたコミュニケーションについてはあくまで次の段階として整理しています。こうした点について、皆さんにもご理解いただければ幸いです。

(上平委員)

今のご意見に関連してお伺いしたいです。手話が言語として認められていなかったことでどういうデメリットがあったのでしょうか。

(小野寺委員)

ろう学校は全国にありますが、授業において手話を使うことは禁止されました。今も禁止されている学校が多いようです。今後は、手話は言語であるという点を認めてもらい、手話で勉強を習うことができるようになって欲しいです。手話で勉強することができれば、得られる情報の量はとても増えます。

また、健常者は、目や耳など様々な情報を得ることができますが、聴覚障害者は目で見える情報しか得ることができません。社会の中でも手話をもっと広まれば、聴覚障害者が得られる情報はもっと増えます。条例を制定することで、大きな変化につながると思います。

(中委員)

私自身も昔、ろう学校に関わったことがあるのですが、手話は禁止されました。今も禁止なのですか。

(小野寺委員)

国や県などの公立のろう学校では、まだまだ手話で授業を行える段階には達していません。私立のろう学校では手話で授業を行っている学校が1校ありますが、他のろう学校と比べると、授業で手話を使うことで、子どもたちの顔は非常にイキイキとしています。

先生の口を読むことは非常に大変であり、手話を使えることでより良い勉強ができます。

(中委員)

今も禁止というのは変わらないのですか。

(小野寺委員)

授業では手話は禁止されていますが、子ども同士のコミュニケーションや休み時間には、手話を使っています。

ただ授業となると、手話を使うことができません。授業時間は手をおろして、先生の口を読むという事になっています。

(鈴木議長)

それでは時間の都合もありますので、2点目の「流山市災害時要援護者避難支援計画の改正」について説明をお願いします。

【事務局説明：社会福祉課 高橋主任主事】

- 平成29年3月に修正された流山市地域防災計画に沿って、避難行動要支援者対策の具体的方法について改正する。
- 災害時、公助の限界を超える事態への対応として、自助・共助による地域での支え合いの重要性が高まっている。
- 流山市では、要支援者に名簿登載についての同意確認を行い、避難行動要支援者名簿を作成している。要支援者から提供された緊急連絡先についても市で管理し、緊急時には各機関に情報提供するなどの連携をとっている。
- 自治会等には、個人情報への配慮に関する協定を締結したうえで名簿を提供し、災害時の対応と日常での見守りにも活用（地域支え合い活動）いただいている。

<説明終了>

(鈴木議長)

只今、事務局から説明がありました。委員の皆さんからご意見・ご質問をいただきたいと思います。意見のある委員はお願い致します。

(上平委員)

自治会が非常に重要な役割を果たす計画ですが、今、流山市内で協定を結んでいる自治会は全体の何%くらいですか。

(事務局：社会福祉課 齊藤主事)

現在、流山市内の全180自治会のうち、89自治会と協定を結んでいます。

(事務局：豊田社会福祉課長)

全自治会の約49.4%となっています。

(上平委員)

概要版の6ページ、下段の表の一番下に「民間事業者」とあり、避難支援計画本編の32ページに「民間企業等」という説明があります。概要版「民間事業者」とはヤクルトなど個別に訪問を行う業者のこと、本編「民間企業等」とは輸送に関わる業者のことで、両者は違うものだと考えますが、どうなのでしょうか。説明を入れたほうがいいのではないのでしょうか。

(事務局：社会福祉課 高橋主任主事)

「民間事業者」「民間企業等」と表記が混在しておりますが、概要版6ページの「民間事業者」は配達中に認知症の徘徊高齢者を見つけたら通報するなど、日常生活での見守りについての説明で、本編32ページでは日常ではなく、災害時の救急搬送等が中心の説明になっています。日常と災害時ということについて、本編で整理し、次回お示しします。

(上平委員)

概要版11ページの救急情報セットについて、広報にも載っていますが、もらおうと思ったら、市役所まで行かないといけません。救急情報セットを必要とする人は様々な状態にある人がいるので、住所と氏名を書くだけですから電話やFAXで受け付けてもいいのではないですか。

(事務局：社会福祉課 高橋主任主事)

現在は、民生委員を通した申出や、自治会経由、出張所での受付なども可能になっています。今後も、いろいろな方法で対応したいと考えています。

(寺田委員)

さきほど、180自治会のうち89の自治会が協定を結び、49.4%ということでしたが、人口比での割合はどのくらいですか。

(事務局：社会福祉課 高橋主任主事)

自治会の中には大きな自治会や小さな自治会、つくばエクスプレス開通後に新しく設立され高齢者がほとんど住んでいない自治会もあり、一概に自治会数の把握だけでは実態が分かりません。人口比では、7割程度の方の名簿が自治会に提供されている状況です。次回、詳細な資料を用意して、報告します。

(栗飯原委員)

本計画は、東日本大震災を受けて作成されていると思いますが、この間の西日本豪雨はまた事情が違って、それを踏まえて、修正していかないと対応が難しいのではないのでしょうか。例えば、今回の豪雨災害では、自宅一階で亡くなっていた、民生委員や警察・消防の名簿が役に立たなかった、金庫に入っただけだったということがありました。こうした問題を含め、課題が出てくると思いますので、早めに修正していく必要があると思います。

(事務局：社会福祉課 高橋主任主事)

民生委員児童委員協議会会長の犬野委員が今日はいらっしゃいませんが、民生委員には支え合いの名簿と、65歳以上の高齢者の名簿をお渡ししています。これまでは2つの名簿が独立してリンクしていませんでしたが、同じ社会福祉課内の係で作成しているものですので、今年から中身を統一し、情報を集約して民生委員が利用しやすいよう工夫しています。その上で、75歳以上で支え合いの名簿に載っていない人などを民生委員に訪問いただくといった取り組みが進んでいると聞いています。

(鈴木議長)

民生委員の活動の中でも名簿を活用しているということですね。

(事務局：社会福祉課 高橋主任主事)

はい。民生委員には支え合い活動に非常に理解をいただいております、協定を結んでいなかった自治会についても民生委員から自治会長や役員に働きかけて協定に至るということも多くなっています。今後も協力して活動を進めていきたいと思っています。

(上平委員)

概要版8ページの要配慮者の3つの要件の下に乳幼児や日本語の理解が十分でない外国人について記載があります。3要件の下に記載のある人たちは手上げ方式の要件③に入れることは可能ですか。

(事務局：社会福祉課 高橋主任主事)

要件③については、特に条件を設けず、本人からの申出に基づいて登録が出来ます。

(上平委員)

乳幼児や妊婦、外国人も手上げ方式の要件③に該当するということですね。

(事務局：社会福祉課 高橋主任主事)

はい。ただし、乳幼児や妊産婦については、その状態がある期間で限られているので、そうした方が本制度を理解して、その期間だけ登録したいというケースはほぼないというのが現状です。

(上平委員)

外国人については、(配布資料の)統計に載っていないのですが、流山市に何人くらいいるのですか。

(事務局：社会福祉課 高橋主任主事)

本日は用意がないので、次回お示しします。

(上平委員)

マイノリティの人たちへの配慮というのは非常に大切だと思います。そうした人たちにも行政がこうした制度を作っていることを知ってもらえるように働きかけていった方がいいのではないかと思います。

(事務局：社会福祉課 高橋主任主事)

配慮の取組は防災でも非常に重要な問題になっておりまして、江戸川台の国際交流協会が外国人の方向けの防災のガイドブックの作成を始めたと聞いています。次回計画の中に外国人の方への配慮といった点についても記載できれば記載したいと思います。

(鈴木議長)

それでは、時間の都合もありますので、次回引き続き審議することしまして、この議題については、本日はこれで終わりにさせていただきます。本日諮問を受けました手話言語条例及び災害時要援護者の避難支援計画につきましては、先ほど説明がありましたように、10月を目途に議論を進めていきたいと考えています。

次に、地域包括支援センターに関する報告があるとのことですので、内容につきまして、説明をお願いしたいと思います。

【事務局説明：高齢者支援課 晴山主任保健師】

- ・ 北部圏域においては、高齢者数も増加し、訪問・来所相談数も他包括と

比較して多くなっている。

- ・ 高齢者の生活を支えるためにも包括支援センターを1箇所増設する。
- ・ 地域区分は、既存の北部圏域を分割し、東深井・江戸川台小学校区で1箇所、西深井・新川小学校区で1箇所とする。
- ・ 30年9月に委託事業者の公募、11月に事業者選定を行い、31年4月1日での開設を予定している。

(鈴木議長)

事務局からの説明について、質問はありますでしょうか。

(上平委員)

開設する場所は、地区内のどの場所ですか。現在の北部地域包括支援センターとは別の場所でしょうか。

(事務局：高齢者支援課 晴山主任保健師)

新しい地域包括支援センターは、北部圏域の西側（西深井・新川小学校区）を担当します。その地区内で、今後9月に公募を行い、事業者を選定することになりますので、場所はまだ決定しておりません。

(小野寺委員)

障害者に関しての相談は受け付けてもらえるのでしょうか。

(鈴木議長)

障害をお持ちの高齢者の相談についてでしょうか。地域包括支援センターの役割や業務を説明してもらえると良いのでは。

(事務局：高齢者支援課 晴山主任保健師)

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として機能しています。障害の有無や介護の必要性の有無に係らず、また元気な方も病気がちの方など、どんな高齢者の方の相談も受け付けています。

<意見交換・質疑等>

(鈴木議長)

次に、その他ですが、事務局から何かございますか。

(柳社会福祉課健康福祉政策室長)

審議会当日の議論の時間を確保するため、2つの案件については、昨年の「第7期流山市高齢者支援計画」等と同様に事前の質疑回答を行いたいと考えています。事前の質疑等がありましたら、お配りの様式やメールにてご提出ください。ご協力よろしく申し上げます。

(鈴木議長)

他に無いようでしたら、本日の議事は、以上を持ちまして終了いたします。ご協力ありがとうございました。

(鈴木議長)

その他に、事務局からありますか。

(柳社会福祉課健康福祉政策室長)

今後の予定ですが、第2回の福祉施策審議会の開催日時と場所の予定は次のとおりです。

平成30年9月12日(水) 午後2時～ 303会議室

配布した資料については、次回もお持ちいただきますようお願いいたします。たいへんお忙しい中とは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは、以上でございます。

(鈴木議長)

本日の議事は、以上をもちまして終了いたします。御協力ありがとうございました。

(柳社会福祉課健康福祉政策室長)

鈴木会長には、議事進行ありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年度第1回流山市福祉施策審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。